

平成 28 年 5 月 10 日

各 位

会 社 名 サッポロホールディングス株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 上條 努
コ ー ト 番 号 2 5 0 1
上 場 取 引 所 東証・札証
問 合 せ 先 コーポレートコミュニケーション部長 梅里俊彦
T E L 0 3 (5 4 2 3) 7 4 0 7

第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、第三者割当による自己株式の処分（以下、「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分要領

(1)	処 分 期 日	平成 28 年 5 月 31 日(火)
(2)	処 分 株 式 数	普通株式 754,600 株
(3)	処 分 価 額	1 株につき金 591 円
(4)	資 金 調 達 の 額	445,968,600 円
(5)	処 分 方 法	第三者割当の方法によります。
(6)	処 分 先	資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）
(7)	そ の 他	該当事項はありません。

2. 処分の目的及び理由

当社は、平成 28 年 2 月 10 日付で「株式給付信託（BBT=Board Benefit Trust）」（以下、「本制度」といい、本制度に関してみずほ信託銀行株式会社と締結する信託契約に基づいて設定される信託を「本信託」といいます。）の導入を公表し、その後、平成 28 年 3 月 30 日開催の第 92 回定時株主総会において、役員報酬として決議されました。（本制度の概要につきましては、本日付「株式給付信託（BBT）の導入（詳細決定）に関するお知らせ」をご参照下さい。）。

本自己株式処分は、本制度の導入に際し設定される当社株式の保有及び処分を行う資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）（本制度の受託者たるみずほ信託銀行株式会社から再信託を受けた再信託受託者）に対し、第三者割当により自己株式を処分するものであります。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額（差引手取概算額）

処分価額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
445,968,600 円	—	445,968,600 円

(2) 調達する資金の具体的な使途

本自己株式処分により調達する上記差引手取概算額については、全額を払込期日以降の諸費用支払い等の運転資金として充当する予定です。

なお、支出実行までの資金管理については、当社預金口座にて管理を行います。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

本自己株式処分により調達する資金は、当社の業務運営に資するものであり、また財務体質の更なる健全化につながるため、合理性があるものと考えております。

5. 処分条件等の合理性

(1) 処分価額の算定根拠及びその具体的内容

処分価額につきましては、本自己株式処分の取締役会決議日の直前営業日までの1ヵ月間（平成28年4月11日から平成28年5月9日まで）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値平均である591円（円未満切捨）といたしました。

取締役会決議日の直前営業日までの1ヵ月間の終値平均を基準としたのは、特定の一時点を基準にするより、一定期間の平均株価という平準化された値を採用する方が、一時的な株価変動の影響など特殊要因を排除でき、算定根拠として客観性が高く合理的であると判断したためです。また、算定期間を直近1ヵ月としたのは、直近3ヵ月、直近6ヶ月と比較して、直近のマーケットプライスに最も近い一定期間を採用することが合理的であると判断したためです。

なお、処分価額591円については、取締役会決議日の直前営業日の終値594円に対して99.49%乗じた額であり、取締役会決議日の直前営業日から遡る直近3ヵ月間の終値平均556円（円未満切捨）に対して106.29%乗じた額であり、あるいは同直近6ヵ月間の終値平均541円（円未満切捨）に対して109.24%乗じた額となっております。上記を勘案した結果、本自己株式処分に係る処分価額は、特に有利なものとはいえ、合理的なものとしております。

なお、上記処分価額につきましては、取締役会に出席した監査役4名（うち2名は社外監査役）が、特に有利な処分価額には該当しない旨の意見を表明しております。

(2) 処分数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

処分数量については、役員株式給付規程に基づき、当社取締役及びグループ執行役員並びに一部の当社子会社取締役（社外取締役を除きます。以下「グループ対象役員」といいます。）に交付すると見込まれる株式数に相当するものであり、平成27年12月31日現在の発行済株式総数に対し0.19%（小数点第3位を四捨五入、平成27年12月31日現在の総議決権個数386,794個に対する割合0.19%）となりますが、本制度はグループ対象役員の退任時に当社株式等を交付する制度であり、本自己株式処分による株式が一時に株式市場に流出することは考えられません。加えて、本自己株式処分はグループ対象役員の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、グループ対象役員が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としたものであることから、その希薄化の規模は合理的であり、流通市場への影響は軽微であると判断しております。

6. 処分先の選定理由等

(1) 処分先の概要

①名称 資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）

②信託契約（株式給付信託契約）の内容

信託の種類 金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）

信託の目的 株式給付規程に基づき信託財産である当社株式を受益者に給付すること

委託者 当社

受託者 みずほ信託銀行株式会社

みずほ信託銀行株式会社は、資産管理サービス信託銀行株式会社と包括信託契約を締結し、資産管理サービス信託銀行株式会社は再信託受託者となります。

受益者 グループ対象役員を退任した者のうち、役員株式給付規程に定める受益者要件を満たす者

信託契約日 平成28年5月31日（予定）

信託設定日 平成28年5月31日（予定）

信託の期間 平成28年5月31日（予定）から信託が終了するまで

③上場会社と処分先の関係等

当社と処分先との間に資本関係、人的関係及び取引関係はございません。また、処分先は当社の関連当事者ではありません。

(1) 名 称	資産管理サービス信託銀行株式会社		
(2) 所在地	東京都中央区晴海一丁目8番12号 晴海トリトンスクエア タワーZ		
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 森脇 朗		
(4) 事業内容	マスタートラスト業務、有価証券資産の管理業務、 確定拠出年金の資産管理業務		
(5) 資本金	50,000 百万円		
(6) 設立年月日	平成13年1月22日		
(7) 発行済株式数	1,000,000 株		
(8) 決算期	3月31日		
(9) 従業員数	603人(平成27年3月31日現在)		
(10) 主要取引先	事業法人、金融法人		
(11) 主要取引銀行	-		
(12) 大株主及び持株比率	株式会社みずほフィナンシャルグループ 54% 第一生命保険株式会社 23% 朝日生命保険相互会社 10%		
(13) 当事会社間の関係			
資本関係	該当事項はありません。		
人的関係	該当事項はありません。		
取引関係	該当事項はありません。		
関連当事者への該当状況	該当事項はありません。		
(14) 最近3年間の経営成績及び財政状態	(単位：百万円。特記しているものを除く。)		
決算期	平成25年3月期	平成26年3月期	平成27年3月期
純資産	57,545	58,535	59,419
総資産	2,900,354	735,648	1,993,528
1株当たり純資産(円)	57,545	58,535	59,419
経常収益	21,526	22,651	23,785
経常利益	1,296	1,911	1,792
当期純利益	794	1,169	1,129
1株当たり当期純利益(円)	794.26	1169.04	1129.20
1株当たり配当額(円)	160.00	240.00	230.00

※ なお、資産管理サービス信託銀行株式会社は、株式会社みずほフィナンシャルグループの子会社であり、同社のホームページ及びディスクロージャー誌の公開情報（企業行動規範等）に基づく調査により、処分先、当該処分先の役員又は主要株主（主な出資者）が反社会的勢力とは一切関係がないことを確認しており、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しています。

(2) 処分先を選定した理由

本信託の導入に伴い、上記信託契約に基づき、再信託受託者である資産管理サービス信託銀行株式会社に設定されている信託E口に処分を行うものであります。

(3) 処分先の保有方針

処分先である資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）は、上記信託契約に基づき、信託期間内において役員株式給付規程に基づき信託財産である当社株式を受益者に給付するために保有するものであります。

当社は処分先である資産管理サービス信託銀行（信託E口）との間におきまして、払込期日（平成28年5月31日）より2年間において、当該処分株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を当社に書面にて報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆縦覧に供されることにつき、確約書締結の内諾を得ております。

(4) 処分先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

処分先の払込みに要する資金に相当する金銭につきましては、当社から本制度に拠出される当初信託金が処分期日において信託財産内に存在する予定である旨、株式給付信託契約書により確認を行っております。

7. 処分後の大株主及び持株比率

処分前（平成 27 年 12 月 31 日現在）		処 分 後	
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	4.89%	日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	4.89%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	3.91%	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	3.91%
資産管理サービス信託銀行株式会社 退職給付信託 みずほ信託銀行口	3.10%	資産管理サービス信託銀行株式会社 退職給付信託 みずほ信託銀行口	3.10%
日本生命保険相互会社	2.83%	日本生命保険相互会社	2.83%
明治安田生命保険相互会社	2.65%	明治安田生命保険相互会社	2.65%
農林中央金庫	2.38%	農林中央金庫	2.38%
株式会社みずほ銀行	2.29%	株式会社みずほ銀行	2.29%
丸紅株式会社	2.09%	丸紅株式会社	2.09%
みずほ信託銀行株式会社 退職給付 信託 みずほ銀行口 再信託受託者 資産管理サービス信託銀行株式会社	2.02%	みずほ信託銀行株式会社 退職給付 信託 みずほ銀行口 再信託受託者 資産管理サービス信託銀行株式会社	2.02%
大成建設株式会社	1.78%	大成建設株式会社	1.78%

- (注) 1. 処分前（平成 27 年 12 月 31 日現在）に、当社は自己株式 4,451,525 株（1.13%）を保有しておりますが、上記の大株主から除いております。
2. 処分後の大株主及び持株比率については、平成 27 年 12 月 31 日現在の株主名簿を基準としたものであります。

8. 今後の見通し

当期業績予想への影響は軽微であると考えます。

（企業行動規範上の手続き）

本自己株式処分は、① 希釈化率が 25%未満であること、② 支配株主の異動を伴うものではないことから、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 432 条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続は要しません。

9. 最近 3 年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近 3 年間の業績（連結）（単位：百万円）

	平成 25 年 12 月期	平成 26 年 12 月期	平成 27 年 12 月期
売上高	509,834	518,740	533,748
営業利益	15,344	14,728	13,950
経常利益	15,130	14,565	13,211
当期純利益	9,451	340	6,108
1 株当たり当期純利益	24.20	0.87	15.68
1 株当たり配当金（円）	7	7	7
1 株当たり純資産（円）	388.77	401.17	405.44

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（平成27年12月31日現在）

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	393,971,493株	100.00%
現時点の転換価額（行使価額）における潜在株式数	－株	－%
下限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	－株	－%
上限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	－株	－%

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	平成25年12月期	平成26年12月期	平成27年12月期
始 値	284円	439円	509円
高 値	473円	552円	565円
安 値	278円	353円	423円
終 値	442円	512円	532円

② 最近6ヵ月間の状況

	11月	12月	1月	2月	3月	4月
始 値	495円	541円	530円	535円	515円	559円
高 値	559円	565円	545円	553円	589円	619円
安 値	482円	512円	458円	490円	515円	528円
終 値	542円	532円	534円	513円	560円	589円

③ 処分決議日直前取引日における株価

	平成28年5月9日現在
始 値	589円
高 値	597円
安 値	586円
終 値	594円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

10. 処分要項

(1) 処 分 株 式 数	普通株式754,600株
(2) 処 分 価 額	1株につき金591円
(3) 資 金 調 達 の 額	445,968,600円
(4) 処 分 方 法	第三者割当の方法によります。
(5) 処 分 先	資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）
(6) 申 込 期 日	平成28年5月31日(火)
(7) 払 込 期 日	平成28年5月31日(火)
(8) 処分後の自己株式数	3,696,925株

※処分後の自己株式数は、平成27年12月31日現在の自己株式数を基準として記載しております。

以 上